

意見書

2012年5月7日

愛知県弁護士会会長 殿

愛知県弁護士会司法問題対策委員会
委員長 鈴木秀幸

当委員会は、日弁連の「法科大学院制度の改善に関する具体的提言（案）」について、下記の通り、意見表明する。

記

第1 意見の趣旨

1 法科大学院制度について

法科大学院制度は、「多様で高い質の法曹養成」という目的のために創設されたが、その創設目的を達成していないこと及び元々制度上、我が国の法学部制度、司法修習制度及び研究者養成などと整合しないものであることから制度自体に反対であり、そのために法科大学院を廃止して以前の2年間の司法修習制度を復活させるべきである。しかし、法科大学院が存続する間は、法科大学院の修了を司法試験の受験資格にしないことにすべきであり、もし、この受験資格の制限を撤廃しない場合には、司法試験の予備試験は簡略化し（早い時期に短期間で実施し、同じ年度に司法試験を受験できるようにするなど）、門戸を広げるべきである（合格者数増加など）。

2 法科大学院の改善提言案について

- (1) 法科大学院の適性試験で一定基準を下回ると如何なる法科大学院にも入学できない制度（足切り制）には反対である。
- (2) 法科大学院の校数及び学生数は、入試倍率と合格率で減少させるのではなく、各大学の自主的な判断に任せるべきである。法科大学院の入学者数は、上限を定めなくとも3000人を大幅に下回ることになり、下限を定めることもしない。
- (3) 法科大学院において、法律実務教育の単位及び実務家教員を増加させるべきではない。実務教育は、本来司法修習の過程で行われるべきであり、早期に少なくとも前期修習（例えば12月から3月までの4ヶ月）の復活を図るべきである。法律実務家は、司法修習制度における法曹養成に努めることを第一義とすべきであり、日弁連は、法科大学院に実務家を派遣することを言い出すべきではない。
- (4) 司法試験の合格率をこれまでより高くすること及び受験回数を設けることには、反対である。

3 司法試験の改善提言案について

司法試験を簡易な問題に変更することには、反対である。司法試験の短答式試験は、必要な知識を修得するのに適した試験であるので、出題範囲を限定したり、比重を下げるべきではない。また、論文式試験の論点を少なくすると、当たり外れが大きくなるので、適当ではない。

第2 意見の理由

1 法科大学院に関するアンケートの調査結果の結論部分

- (1) 本意見書の意見の趣旨を確定するために、当アンケート調査（問1～問11）結果の結論として、多数意見を次の通りまとめた。

イ 圧倒的に多数の意見（逆の意見との%比が2対1以上で過半数を占めている）は、次の6つの問の回答であった。

法科大学院は、高い質についても多様性についても、その目的を達成していない（問1、問2）

法科大学院を廃止し、2年間の司法修習制度を復活させる（問4）

法科大学院の修了を司法試験の受験資格にしない（問5）

司法試験の合格率を現在より高くすることに反対（問7）

司法試験の回数制限については、制限を撤廃する（問11）

ロ 明確に多数の意見（逆の意見との%比が2～1.5対1であるが、過半数を占めていない）は、次の3つの問の回答であった。

法曹養成に特化した法科大学院制度に反対（問3）

予備試験の合格者数を増加させる（問6）

法科大学院入学の適性試験で一定基準を下回るとどの法科大学院にも入学できない制度に反対（問10）

ハ 多数の意見（逆の意見との%比が1.2対1で、40%程度の多数にすぎない）は、次の1つの問の回答であった。

法科大学院の校数と学生数を入試倍率と合格率を基準として減少させる（問8）

ニ 僅かに多数の意見（逆の意見との%比が1.1対1以内で、35%程度の多数にすぎない）は、次の1つの問の回答であった。

法科大学院制度の実務教育の分量を増加させることに反対（問9）

(2) 新60期以後の弁護士層の回答傾向と全体集計において特に注目すべき調査結果

イ 新60期以後の会員（新法曹）は、旧60期及びそれ以前の期の会員（旧法曹）と、法科大学院制度自体の評価について著しく異なった回答傾向にある。

① 新法曹は、問3の法科大学院に51%（旧法曹11%）が賛成し、問5の受験資格制限に49%（旧法曹13%）が賛成しているが、「わからない」が多いために賛成は50%前後にとどまる。

② 問6の予備試験の合格者増加に38%（旧法曹16%）が反対し、問4の法科大学院廃止・2年の司法修習制度の復活に35%（旧法曹8%）が反対しているが、「わからない」と「賛成」が合計で60%近くを占めている。

旧制度は、研修所1999年入所の53期約800人まで2年修習で、2000年入所から1000人以上で1年6ヶ月の修習となったが、旧制度の司法試験と修習制度を経験していない世代にとって、二つの制度の比較は難しいことかもしれない。また、もともと新制度のために合格した者が多いので、新制度を否定的に評価できないのかもしれない。

ロ 全体集計において、問4の法科大学院制度を廃止して以前の2年間の司法修習制度を復活させることに賛成の回答と、問5の司法試験の受験資格の制限に反対の回答は、ともに57.5%程度であるが、問5の受験資格制限に賛成の回答は26.1%であり、問4の修習制度復活に反対の回答17.2%より多い。

その理由として考えられることは、制度論として、法科大学院と受験制限をセットに考え、また、法科大学院は存続させるが受験制限は撤廃されるということは混乱を生じさせ、新たな問題を生じさせる可能性があることを心配し、再改革するならば、中途半端なことをせずに、すっきりと元に戻した方がいいと考えるからではないかと思われる。

従って法科大学院について、受験資格の制限の撤廃を唱えるならば、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律にもとづく」法曹養成に特化した法科大学院制度の廃止を唱えるべきである。

2 法科大学院制度について

(1) 法科大学院制度提唱時の日弁連と名古屋弁護士会の対応の違い

法科大学院構想は、司法制度等改革協議会の外部委員が1994年に言い出したが、弁護士会では、1998年に第一東京弁護士会が続いたのみであった。ところが、2000年4月15日、全く会内議論を経ることなく、日弁連正副会長会の5項目からなる「いわゆるロースクール構想について」と題するA4 1枚のメモが確認された。

名古屋弁護士会は、1999年9月に「徹底討論『日本の司法』パートI 弁護士人口問題と法曹養成制度」と題するシンポジウムを開き（会長那須國宏）、2001年9月に「徹底討論パートII－司法改革の現状と展望」と題するシンポジウムを開いた（会長奥村 軌）。その間の2000年4月に「法学教育と法曹養成に関するアンケート」を実施し、司法問題対策特別委員会（委員長奥村 軌）は法曹養成に関する意見書をまとめ、同会の会長を介して日弁連に同年6月に提出した。

上記のアンケートでは、現行統一修習制度廃止に反対93.3%、給費制廃止に反対85.1%、法科大学院構想に反対73.5%（賛成5.3%）であり、意見書は、法科大学院（ロースクール）構想に賛成できないとし、加えて法科大学院の修了を司法試験の受験資格とすること及び合格率を7～8割にすることなどに反対する旨を内容とした。同年7月には日弁連法曹養成センターも、ほぼ全国的なアンケートを実施し、ほぼ名古屋弁護士会と同じ調査結果であった。

法科大学院構想は、研修所教官の大半も反対の意見表明をし、研究者の多くが反対であった。

一方、司法制度改革審議会は、同年5月には法科大学院構想に関する検討会議の発足を要請し、同年8月の審理日にはロースクール構想の採用を決定するという極端に拙速な決着を図った。

そのために、日弁連執行部は、2000年11月1日の臨時総会において、一つ二つの質問のあと審議を打ち切り、意見表明希望者50人以上の意見表明を一切認めず、強行採決した。

大多数の者（90%以上）が制度の廃止に反対しているにもかかわらず、これほど強引に廃止された制度が他にあるだろうか。

(2) 現行の法科大学院制度の根本的問題

イ 法科大学院制度は、我が国の法学部教育と司法修習という二つの制度との整合性に欠ける。

法科大学院中核論は、法学部教育及び司法修習を軽視し、その空洞化を進行させるものである。法学部の教授の質が落ち、手薄となり、法学部生が犠牲になっている。司法修習も、修習期間が2年から1年になり、就職活動に追われる者が多く、しかも給費制も廃止された。法学未修者コースは、2年目から既修者と同じ課程になっていて、法律の理解が不十分なまま進学し、本当の法学未修者の司法試験合格率は10%を大きく割り込んでいる。

ロ 法科大学院制度は、教養と専門性を重点的な教育目的としているが、実際には基礎法等の受講は少なく、一方で基本法の基礎的理論的理解が不十分となっていて、計画倒れになっている。

また、司法試験に合格するレベルにほど遠い人に実務教育をしても効果的ではなく、司法試験に合格するかどうか分からない段階での実務教育の導入は無駄で不合理である。

ハ 我が国の大学の法学部を修了した者が、そのまま司法試験を受験できないというのは、全く不可解な制度である。法学部教育、共同学習、独学を否定するものである。

2010年度の旧司法試験の受験者は1万6088人で、合格者は59人、合格率0.37%であった。2011年度の予備試験の受験者は6447人、合格者116人、合格率1.7%であった。受験者が著しく減少しているうえで合格率が極めて低いことは、制度の公平さを強く疑わせる。

法曹資格の場合、国家試験の司法試験によって資格の付与者を公正に厳選すべきであり、医師資格のように、医学部入学者の8～9割が資格を取得するような制度にすべきではない。

ニ 研究者は、予備校の教員のような仕事に多くの時間を割かれる法科大学院の教員になることを望んでおらず、良い質の教員の確保が困難になっている。

法科大学院制度発足以後、法学研究科の修士課程の入学者が約2000人から約1000人に半減し、博士課程の入学者は約300人から約200人へと3分の2になっている。法学研究と研究者養成が犠牲となり、このことが判例批判の弱体化、判例重視の傾向を強め、司法にも悪影響を及ぼすことになる。多様性が発展しない。

ホ 最高裁判所は、合格者500人時代に成績が中位より上でないと裁判官に採用しないと、現在は300番以内でないと裁判官に採用しないとしている。2011年の新司法試験（満点1575点）の結果は、平均点が738.91点で、それより僅かに上の765点の2063番が合格している。合格ラインは、100番の992点（227点差）のみならず、500番の892点（129点差）とも極めて大きな点差がある。現状の合格ラインは、低すぎて、高度な専門家として「一律一定の質が求められる」という要請を満たさず、資格試験と言いがたい。合格者の質については、議論する前に、まず修習担当の多くの弁護士が修習生をみているので、全国的にアンケート調査をすればすぐに分かる。

ヘ 法学部の志願者が減少し、法学部4年の優秀な学生が法科大学院を志望しなくなり、有為な人材が司法を敬遠する傾向を強めている。法科大学院の入学者は、生活費と授業料に負担、修習生の給費制の廃止及び弁護士過剰などの理由から、高額所得者層、法曹及び弁護士隣接業種の子供の比率が高くなり、幅広く優秀な人材を求めるという当初の目的と逆の結果に陥っている。このままでは、司法試験は不平等、不公平な試験となり、法科大学院の入学者は富裕層出身者に偏り、世襲の傾向を強める。合格者数を増加させることで表面上は自由競争、市場原理に見えるが、実際は、資金が物を言う世界となり、司法が多様性と批判精神を失い、経済主義に陥り、有為な人材が来なくなり、質を低下させることになる。

3 法科大学院制度個別の運用上の改善策に関する提言案について

(1) 提言案の(1)の①の学生定員の上限及び下限の設定、②入試選抜の競争性の確保、③教員体制、④法科大学院の統廃合などの改善策

①② これらの改善策は、深刻な法科大学院問題の解決策となるものではなく、アンケート結果では、改善策に極めて消極的である。法科大学院の学生定員の上限（3000人）及び下限の設定を言うが、入学希望者の激減が進行中で、入学者が3000人を大幅に下回ることが予想されるので、現状に問題意識が合致していない。法曹資格の価値を著しく低下させたいと、高コスト構造の法曹養成制度に変更したこと自体が矛盾した政策であり、制度設計上のミスである。このような高いコストとリスクの改革に付き合える層は極めて限定される。入学数を強制的に絞り込む必要はない。

③ 実務教育は、本来、司法試験合格者の司法修習制度の中で行われるべきことである。従って、実務教育及び実務家教員を増加させることには賛成できない。

④ 校数については、各大学の自主的判断に任せるのが原則である。

(2) 同(2)の①ないし③の法科大学院の地域適正配置の対策のあり方

地方在住者の資格取得機会の保障の問題は、法科大学院制度を採用したことにより発生した問題である。従って、法科大学院制度を廃止するか、受験資格制を廃止するか、それらが存続する間は予備試験の合格者数を大幅に増加させることが一番良い対策である。

(3) 同(3)の①ないし③の法科大学院のカリキュラムのあり方

① もともと、法科大学院では、法律基本科目の基礎的理論の修得が一番の目的になることは当然のことである。ところが、法科大学院導入時、豊かな素養と高度な専門性を身につけた人が

法曹になる制度であると高邁な説明がなされた。しかし、教養を身につける努力は一生のことであり、基本法の基礎的な知識と理論が身につけていないのに、受験科目にない高度な専門分野を身につけようというのは空論である。また、司法試験に合格するかどうかわからない者を対象とする法科大学院の課程において、実務基礎科目群の単位を増加させることは、不合理である。「文書作成指導」は、大切なことである。

このように、法科大学院制度においては、基本の法律の知識と理論の修得と、同時に文書作成能力が向上されることが中心となり、本来、紹介程度を越える実務教育は司法修習制度で行うべきである。このように考えると、法科大学院の教育は、法科大学院制度発足以前の時代の法学部の授業、ゼミナール、勉強会、答案練習会、予備校などにおける学習の内容と方法に接近することになる。

- ② 法科大学院の入学選抜において、法律を修得する適性を確実に判別できる試験にする必要がある。我が国には法学部があり、法学部卒業者が法科大学院に圧倒的に多く入学することから、適性試験で法科大学院の入学の当否を判断するよりも、法律科目で試験をすべきである。
- ③ 本当の法学未修者が、1年間の教育を経て2年目から法学既修者と同じカリキュラムに入るのは大変に無理がある。本来、法学未修者は、法学部に入学するか、予備校か、独学かで、数年間、事前に法律の基礎的学習をしてから法科大学院に入学することが合理的である。この場合には、法科大学院の3年コースは廃止することになる。

(4) 同(4)の①②の経済的負担の軽減

- ①② 国の財政としては、法科大学院のために1400億円を投入し、今後も毎年補助金として、修習生に対する給費に匹敵する50～100億円程度を必要とすると思われる。

司法試験に合格するかどうかわからない段階で、他の法科大学院より有利な奨学金制度を新設する理由があるとしたら、司法試験の受験資格を制限しているためであるが、それ故、受験資格制限を撤廃すべきである。

- ③ いわゆる飛び級制は、弊害が大きすぎる。それよりも、予備試験の時期を早め、試験期間を短くし、1年を無駄にしないで司法試験を受験できるようにすべきである。

(5) 同(5)の法科大学院の情報提供義務

各法科大学院に対する情報提供義務は、最小限度にとどめるべきである。

4 司法試験制度の改善策に関する提言案について

(1) 短答式試験，論文式試験

教育制度及び試験制度は、歴史的に手を加えられることがよく発生しているが、ほとんどのケースで成功していない。司法試験は、法曹として「必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする」（司法試験法1条）と定められている。法科大学院の教育は、この法的に必要な知識及び論理的思考力を修得させるものであり、司法試験は、その修得度をみるものである。司法試験は、法科大学院の修了試験ではない。試験レベルを下げれば、後で苦勞することになる。

短答式試験の比重の軽減は、昔から言われ、かなり改良されてきた。論文試験の論点を少なくすると、当たり外れが多くなる。

(2) 試験の合否判定基準

合否判定の基準等については、司法試験委員会に任せるより仕方がないことである。問題は、今回の司法改革で、同委員会に対し、日弁連が弁護士を出せなくなっていることである。

(3) 司法試験の受験回数制限

撤廃されるべきである。

法科大学院に関するアンケート調査

1 実施方法、状況

2012年4月10日、愛知県弁護士会司法問題対策委員会は、愛知県弁護士会の全会員1551人（旧1139人、新412人）に対しアンケート調査を行い、5月2日現在、回答数409人、回答率26.4%（旧22.8%、新35.2%、不明を除く）である。旧が260人（63.6%）、新60期以後が145人（35.5%）、不明4人であった。

旧制度の会員の回答率が、新制度の会員並になれば、もっと新制度に対する反対の回答率が高くなる。

2 アンケート集計結果の概説

(1) 法科大学院は、「多様で高い質の法曹の養成」を目的として2004年4月に創設された。多様性と高い質は別のことであるから、設問を別にした。

問1の法科大学院の法曹養成における質の向上の達成度について、達成していない32.8%、余り達成していない31.1%、合計63.9%であるのに対し、達成している0.7%、相当程度達成している9.3%である。法曹の質の向上の達成度について極めて低い評価をしている。

(2) 問2の多様性の達成度について、達成していない34.3%、余り達成していない33.3%、合計67.6%であるのに対し、達成している1.2%、相当程度達成している15.2%である。多様な人材の確保について、極めて低い評価をしている。

(3) 問3の法曹養成に特化した法科大学院制度について、反対43.7%、賛成25.6%、わからない23.8%である。

ところが、法科大学院出身の新60期以後の会員（以下、新法曹と言う）に限ると、反対13.3%、賛成51.0%、わからない30.1%と、全体集計と逆になるが、過半数ぎりぎりに過ぎない。実際に法科大学院を経験した者の評価として、賛成の回答が多数を占めることに注目すべきか、反対とわからないを合わせると43.4%もあることに注目すべきか、見方が分かれるところであるが、後者の見方が正しいのであろう。

(4) 問4の法科大学院を廃止し、2年間の司法修習制度を復活させることについては、賛成57.6%で、反対は17.2%にとどまる。

但し、新法曹は、反対の回答が34.0%で一番多い回答になっているが、賛成26.4%とわからない31.9%を合わせると58.3%に達し、反対を大きく上回る。

(5) 問5の法科大学院の修了を司法試験の受験資格としていることについては、反対57.4%、賛成26.1%である。

但し、新法曹は、賛成が49.3%で一番多い回答になっている。しかし、反対25.0%とわからない22.9%を合わせると47.9%に達し、賛成の回答に接近する。

(6) 問6の予備試験の合格者数の増加について、賛成43.2%であるが、反対24.3%とわからない27.0%を合わせると51.3%となり、賛成より多くなる。

簡単な設問であるため、回答しにくかったかもしれない。法科大学院自体に反対の人は、予備試験を認める立場にはないので、この考えの人が「賛成」ではない選択肢に回答した可能性がある。また、法科大学院制度が存続する以上、予備試験の合格者を余り増加させるわけにはいかないと考えた可能性もある。

但し、新法曹は、反対が38.6%で一番多いが、増加に賛成25.5%、わからない31.0%を合わせて56.5%となり、反対より多くなる。

新法曹が旧法曹と回答傾向を大きく違える設問は、問5、問3、問6、問4の順である（但し

「わからない」の回答が多い)。

(7) 問7の合格率を高くすることについては、反対68.6%と賛成10.0%で、極めて反対が多い。新法曹も同様である。

(8) 問8の入試倍率と合格率で法科大学院の校数と学生数を減少させることについては、強制的にでも実行するA説が41.0%で、各大学の判断に任せるB説が35.9%と、かなり接近した回答になっている。

(9) 問9の法科大学院の実務教育の分量を増加させることについては、反対が33.1%、賛成が31.8%で接近している。わからないも27.1%と高い。

この設問も、簡単であるため、回答しにくかったかもしれない。前期修習がなくなっているから、実務修習の効果を上げるために実務教育を増加させる必要があると考えるか、実務教育は、本来、法科大学院ではなく司法修習で行うべきであるとする考えがあるからである。

(10) 問10の適性試験で一定基準を下回ると法科大学院に入学できない制度(いわゆる足切り制)をつくることについては、各大学の自主的判断に任せる(B説)という反対説が49.3%、賛成説が28.6%、わからないが16.3%である。

(11) 問11の司法試験の回数制限については、制限の撤廃63.1%、5年以内3回までが13.8%、5年以内5回までが13.0%である。